

岩倉市下水道排出量の認定に係る量水器の設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市下水道条例施行規則（平成6年岩倉市規則第3号。以下「規則」という。）第14条第4項に規定する計量のための装置（以下「量水器」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、規則第14条第2項及び第3項の規定による認定をする場合において適用する。

(量水器の設置)

第3条 前条に規定する認定を受けようとする者は、下水道排出量を認定するために量水器を設置しなければならない。

- 2 量水器は、計量法（平成4年法律第51号）による検定有効期間内のものに限る。
- 3 量水器は、市が行う検針業務に支障がない場所に設置する。

(設置の届出)

第4条 量水器を設置する者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 量水器設置届（様式第1）
- (2) 添付書類（給排水系統図、量水器仕様書、設置後の写真）

(管理)

第5条 量水器を設置する者は、量水器の設置及び管理に関しての一切の責任を負う。

- 2 量水器の検定有効期間が満了を迎えた場合は、当該量水器を取替え、又は再検定を受けなければならない。検定有効期間内であっても故障、滅失等により正確な計量ができない場合についても、同様とする。

(調査)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1号の設置届の記載事項について調査することができる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。